

## 食品に関するリスクコミュニケーションにおける事前意見・質問について

平成18年12月15日 奈良会場

	質問者	質問の内容	回答
1	食品等事業者	健康食品の定義・区分けについて	<p>「健康食品」という言葉は、法的に定義されたものではなく、一般に「健康の保持増進に資する食品として販売等されるもの」の総称として利用されているものと考えます。</p> <p>そうした「健康食品」のうち、消費者の適切な選択に資するよう、国が安全性や有効性等を考慮して設定した規格基準等を満たす食品として「保健機能食品」制度があります。</p> <p>保健機能食品は、食品の目的や機能等の違いにより、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」の2つに大別されています。</p>
2	その他	サプリメントは市場が大きく、あらゆる物品が売られていますが安全性についての規制(特保は除く)がなされていません。サプリメントは薬ではないけれど、使い方によっては人体への安全性に関して問題が生じる可能性があると思います。安心して飲食できるような規制(指導)が必要と考えています。	<p>「健康食品」から保健機能食品を除いた「いわゆる健康食品」の制度上の位置づけについては、平成15年4月より「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会」において検討が行われました。この検討会においては、「いわゆる健康食品」についても健康の保持増進の効果の表示が全く根拠無く認められるということではないという観点から、①保健機能食品に準じた科学的根拠を持つ第3カテゴリーを新たに設ける方策、②現行の保健機能食品を拡げて「いわゆる健康食品」を取り込んでいく方策を検討した結果、消費者の混乱を招かないようにするためには、新たに第3カテゴリーを設けるよりは、現行の保健機能食品制度を拡げるとともに表示の適正化を図ることが適当である等とする提言が平成16年6月にとりまとめられました。</p> <p>厚生労働省では、この提言を踏まえて制度の見直しを行ったところですが、いわゆる健康食品の安全性確保に関しては、事業者による安全性確保のための自主的な取組を推進する観点から、平成17年2月、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤・カプセル状食品の原材料の安全性に関する自己点検ガイドライン」を示し、その普及啓発を図るとともに、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について(平成17年2月28日付け医薬食品局食品安全部長通知)により、過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものについてはその旨を表示すること、その食品が含有する成分に応じ、科学的根拠に基づき一日当たりの摂取目安量を設定すること等について適切な運用がなされるよう、都道府県及び関係業界を通じて周知徹底を図っています。</p> <p>なお、(独)国立健康・栄養研究所のホームページにおいては、「健康食品」の安全性・有効性データベースを開設し、個々の健康食品素材の安全性・有効性などの正確で客観的な情報を集約し、広く関係機関に提供しておりますので、ご参考にされるとよいと思います。</p>
3	消費者	特定保健用食品として許可している茶とか粒タイプ、粉タイプの製品と、許可のない野菜粒の製品、軟骨成分を補うための健康食品でグルコサミン&コンドロイチンの粒タイプの製品等があるが、許可商品と許可のない健康食品の比較は理解しがたいので、厚生労働省としての指導を教えてください。	<p>健康食品の定義、制度上の位置づけに関する検討結果については上述のとおりです。</p> <p>また、保健機能食品として製品を販売するか否かは、事業者の判断にもよります。</p> <p>厚生労働省としては、こうした制度に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。</p>
4	その他	サプリメントの服用での健康被害はあるのでしょうか。	<p>健康食品によると疑われる健康被害の苦情・相談等については、保健所で受け付けて行っています。</p> <p>厚生労働省に報告された苦情・相談事例については、因果関係が完全に解明されていなくとも、調査の結果からその可能性が疑われる等、健康被害拡大防止のために必要であると認めるときは、住民に対して注意を喚起するため、健康被害の原因と考えられる健康食品等の製品名等を公表することとしており、これまで11事例について公表しています。</p>
5	食品等事業者	素材原料の食経験の有無、有効成分の食経験の有無、抽出、濃縮度合等と必要とされる安全性試験の関係についてご教示いただきたい。	<p>販売食品等の安全性の確保は、食品関連事業者(製造業者、販売業者)が第一義的責任を有していますが、厚生労働省としては、特に錠剤、カプセル状等の成分が濃縮された形状の食品について、安全性確保のための事業者による自主的な管理を促進するために、平成17年2月に「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」を通知したところであり、事業者においては、ガイドラインを参考に、開発する商品の特性等を踏まえ、原材料の安全性点検等、適切な安全性点検を実施していただきたいと考えます。</p>
6	その他	食経験の乏しい天然物(植物素材)の抽出物を利用した機能性食品の開発において、安全性評価すべき項目及び方法について、明確にしてください。	<p>販売食品等の安全性の確保は、食品関連事業者(製造業者、販売業者)が第一義的責任を有していますが、厚生労働省としては、特に錠剤、カプセル状等の成分が濃縮された形状の食品について、安全性確保のための事業者による自主的な管理を促進するために、平成17年2月に「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」を通知したところであり、事業者においては、ガイドラインを参考に、開発する商品の特性等を踏まえ、原材料の安全性点検等、適切な安全性点検を実施していただきたいと考えます。</p>

	質問者	質問の内容	回答
7	その他	人に勧められて利用する人がいますが、本当に自身にあったものかの判断はどのようにすればよいのでしょうか。また、利用する場合の注意点を教えてください。	<p>食生活はバランスのよい食事が基本です。「健康食品」に通常の食生活を上回る役割を求めるのではなく、摂取するとしても食事を補助するものとして考えてください。また、健康食品を利用する際には、ご自身のライフスタイルや、健康状態を考慮して判断してください。</p> <p>(独)国立健康・栄養研究所のホームページに「健康食品」の安全性・有効性データベースが開設されておりますので、選択のための一つの情報としてご参考にされるとよいと思います。</p> <p>医薬品の中には、サプリメントも含め食品と相互作用をおこすものがあります。医薬品を摂取している方が健康食品を利用しようとする場合は、必ず医師又は薬剤師に相談してください。</p>
8	その他	日常の食生活にサプリメントを取り入れる場合の注意事項及び割合について	
9	消費者	薬との飲みあわせについても心配ですし、知っている医師はサプリメントは絶対とらない方がよい、食事で補うようにとおっしゃいます。	
10	その他	生活習慣病関連の検査項目に異常値を示した人あるいは正常上界の値を示す人に対する健康食品の推奨について	健康食品は、あくまで食品であり、疾病の治療を目的に使用するものではありません。健康食品の効果を過信することは、適切な医療を受ける機会を失うことにつながります。医師の診察を受けてください。
11	消費者	薬と健康食品の違いは成分の量だと言われますが、表示通りの量が含まれているのかどうか、よくマスコミでは健康食品のほとんどが表示通りではないと…言っていますが…。	<p>厚生労働省では、平成17年2月、特定保健用食品制度の見直しや栄養機能食品の表示の適正化等、「健康食品」の表示内容の充実と適正化を図るための制度改正を行うとともに、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針」を通知して事業者を指導しているところです。</p> <p>また、毎年、全国で収去・分析を実施し、栄養成分の値や表示の適正化を図っているところです。</p> <p>今後とも適正な表示がなされるよう、都道府県及び関係業界を通じて周知徹底を図って参ります。</p>
12	その他	わかりやすい表示になっているのでしょうか。	
13	行政	栄養素を表記して、不足を重大化する向きがありますが、一般の方はこれをさも必要な物と考えることにより不必要な物を取り入れる場合が多々あるように思います。 食育の観点から、これらの指導は専門化するのではなく、広く一般化する形を行政、教育の部門での告知ができないものかなど、考えています。	食生活はバランスのよい食事が基本です。厚生労働省では、昨年2月より、バランスのとれた食生活について普及啓発するため、「食生活指針」で示している「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを。」の表示について、特定保健用食品及び栄養機能食品については記載を義務付けるとともに、その他のいわゆる健康食品については記載するよう指導しています。